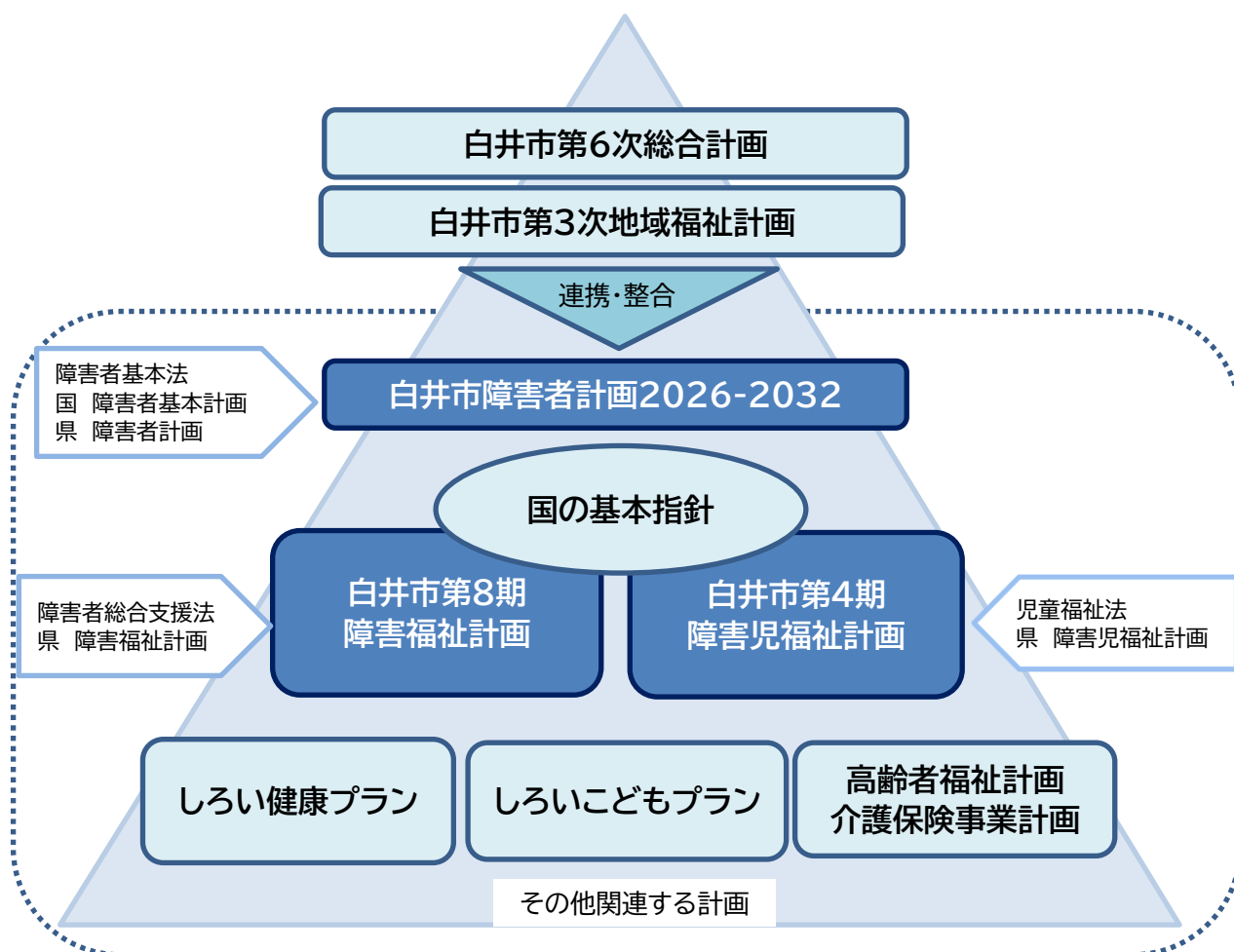


## 計画の根拠と内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20
内容	障害者施策の基本的な 方向性について定める計 画	障害福祉サービス等の見込み と その確保策を定める	障害児通所支援等の提供体制と、 その確保策を定める
計画期間	中長期の計画で 期間任意	3年を1期とする	

3つの計画は根拠法が異なりますが、いずれも障害福祉に関する計画であることから、一体的にかつ「白井市第6次総合計画」及び「白井市第3次地域福祉計画」を上位計画として策定します。また、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画は「基本指針」（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）に即して作成することとなっています。



障害者基本法	(障害者基本計画等) 第十一条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
障害者総合支援法	(市町村障害福祉計画) 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。 (以下略)
児童福祉法	第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

# 参考 分野別個別計画の体系

(※)は策定予定の計画

(令和8年3月末現在)

第6次総合計画（基本構想・前期基本計画・前期実施計画）

